

國學院大學學術情報リポジトリ

〔書評〕 藤野寛著『「承認」の哲学：
他者に認められるとはどういうことか』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田原, 彰太郎, Tahara, Shotaro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000300

〔書評〕

藤野寛著 『承認』の哲学

―他者に認められるとはどういうことか―

田原彰太郎

本書において著者の藤野寛氏は、アクセル・ホネット (Axel Honneth) の所論を基礎としつつ、たんにその積義的解釈にとどまらない著者自身の承認論を練り上げている。本書は、それ自体として、承認研究、ならびに、ホネット研究に資するものである。著者には、『アドルノ／ホルクハイマーの問題圏―同一性批判の哲学―』(勁草書房、二〇〇〇年)、『アウシュヴィッツ以後、詩を書くことだけが野蛮なのか―アドルノと〈文化と野蛮の弁証法〉―』(平凡社、二〇〇三年)というフランクフ

ルト学派第一世代を扱った著作がすでにある。フランクフルト学派第三世代に属するホネットを扱う本書を、著者による息の長いフランクフルト学派研究の最新の成果として読むこともできるだろう。

以下ではまず、本書の要約をし、その後、本書の批判的検討を行う。本書は、5章構成である。とくにその第1章から第3章までが本書の承認論の基礎的部分だと思われるので、この部分を中心に要約を行う。なお、以下で挙げるページ数はいずれれ

も本書のものである。

第一章「導入 他者に認められること／他者を認めること」において、著者が選択した承認論への導入方法は、承認論のアンチテーゼとしての役割を際立たせるといふものである。批判対象のひとつとして扱われているのが、個人主義である（否定主義も著者の承認論の重要な批判対象だが、紙幅の都合上ここではこの点については触れない）。個人主義とは、自己実現、ありのままの自分、本当の自分、といった言葉を導きの糸とする生き方のことである。著者によれば、この個人主義こそが現代における私たちの生き方を特徴づけるものである（18頁）。承認論の意義は、この個人主義に疑問を突きつけるという点にある。個人主義が自分の内部に（欲求やポテンシャルといったかたちで）秘められている「真の自分」、「ありのままの自分」を探し出すように促すのに対して、承認論は、この個人主義的傾向に反し、自分の外にある他者との承認関係こそが重要だと考える。

「基礎的考察 「社会性」をめぐる考察へ」と題された第二章から、著者の承認論が本格的に開始される。この章では、承認（Anerkennung）とこう言葉の分析を通じて、その意味が「気づくこと」「プラスに評価すること」「受け入れること」とい

う三点にまとめられた後、二つの論点が承認論の基礎的考察として取り上げられる。

ひとつ目の論点は、「承認と認識」である。この論点を取り上げることで著者が明らかにするのは、承認論が一種の超越論哲学だということである。すなわち、承認論は、認識論でもあり、認識の可能性の条件（のひとつ）が承認であるということが主張される。もうひとつの論点が、「社会性と承認」である。

ここで著者は社会と承認との関係を分析し、次のように主張する。社会とは人々の結び付きのことであり、その結び付きを可能にしているのが承認である。社会生活とは、人々と結びついて生きることであるが、それは、言い換えれば、承認されつつ生きるということである。これが、承認論が社会の理論だとも言われる（52頁）所以である。ただし、承認はすべての人に無条件に与えられるわけではない。そうではなく、人は他者からの承認を求めて闘わねばならない。これが、社会生活とは承認をめぐる闘いだと言われる（62頁）所以である。

第三章「体系 承認の三つの型、そして寛容」においては、承認が三つの型へと分類される。承認の第一の型は、愛である。ただし、本著作で言及されている愛とは、「すべての人を平等に愛する」という神の愛のようなものではなく、「極端な特別

扱い、究極の依怙蟲貞」(71頁)と呼ばれる人間的な愛である。愛による承認とは、その人がその人自身の個性のゆえに、つまり、その人がほかでもなくまさにその人であるがゆえに、認められるというものである。愛としての承認をめぐる闘いは、まさに愛されるための闘いとして現れることになる。

承認の第二の型は、人権尊重である。第一の型である愛が、ある人に特殊な個性を理由とした個別的承認であるのに対して、この第二の型である人権尊重は、ある人が人間であることとを理由とする普遍的承認である。人間は尊厳を有し、その尊厳を守るためにはすべての人が人間であるという理由だけから持つ権利、つまり、人権が守られねばならない—これが、人権尊重に関する著者の基本的見解である。この人権尊重も闘いの末に獲得されるものである。この闘いとして著者が想定しているのが、差別との闘いだ。差別されるとは、ある個人がある特定の集合的属性(肌の色や性別など)を持つことを理由に、他の人とは異なる扱いを受けることである。それに対して、人権を有する者として尊重されるとは、ほかのすべての人と等しい権利を持つものとして扱われるということである。差別の撤回が求められる際に、そこで求められるのは、人間として他の個人や集団と同じように扱われることであり、この目的が人権

尊重として表現されているわけである。

承認の第三の型は、フェアな業績評価である。この承認が意味するのは、人が家柄などではなく、自分の努力によって残した成績によって認められるということだ。このフェアな業績評価という目的を目指して対決が試みられるのは、典型的には前近代的な身分制社会である。この対決は前近代的な社会から近代の資本主義社会への「進歩」(93頁)という流れの中で理解される事柄であろう。ただし、いまに至る近代以降の世界であっても、競争の公正さが歪められている場合には、再びこの種の承認を求める争いが生じることになる。

第四章「思想的対話・尊重・寛容・承認」では、ルソー、カント／トウゲントハット、アールント、バーリン、テイラー、ウォルツァー、アドルノ、ハーバーマスといった哲学者が取り上げられ、その承認に関わる思想が吟味される。この吟味によって目指されているのは、この哲学者たちとホネットの意見の相違を明らかにし、ホネットの承認論、あるいは、それを基礎とする著者自身の承認論の独自性を明らかにすることである。第五章「展開…承認論はどこに向かうのか」においては、「承認の胡散臭さ」、「コミュニケーションと承認をめぐる闘争」、「承認とフェミニズム」、「承認と社会主義」という論点が取り上げ

られ、承認論がさらに追及されている。

以上が、本書の要約である。以下では、二つの論点を挙げ、本書の議論を批判的に吟味したい。この批判的吟味の意図するところは、本書の欠点をあげつらうことではなく、さらなる生産的議論の可能性を探ることにある。

書評子を取り上げたいひとつ目の論点は、自律である。承認が人と人との関係を結び付けるものであるのに対し、少なくとも哲学・倫理学業界において一般的に理解されている自律は、個人の自律 (personal autonomy, individual autonomy) であり、個人主義に属する概念だと言えるだろう。本書においても、「社会的きずなVS個人の自由」という図式が何度か語られているが(とくに52〜64頁)、この場合の個人の自由を表現するのが自律という概念である。

本書において承認論が個人主義を否定するものとして評価されているという点からも分かる通り、承認と自律には緊張関係がある。承認が人と人とを結び付けるものであるのに対し、自律は人と人との間を切り離すものだと思われるからである(著者も54頁でこの緊張関係を認めている)。この緊張関係に対して承認論が取りうる単純な方法は、自律をそのなから排除するというものである。しかし、著者はこの方法を取らない。著

者は、ホネットとともに、自律を含む承認論を展開しようとする。それでは、その承認論とは、どのようなものか。

ひとつのありうる考え方は、承認論を純粹に記述的なものとして理解するということである。筆者の考えでは、現代に生きる人々は承認も個人の自律も捨てることが出来ない。この両者は葛藤を抱え込んでいるので、現代に生きる人々も否応なしにこの葛藤に巻き込まれて生きざるをえない。この葛藤に巻き込まれた様を記述するのが承認論の役割だ、というのがこの理解の仕方である。このように理解することは、「現代社会に生きるというあり方を承認に注目して描き出す」(51頁)という本書の狙いにも合致している(54頁ではこの読み方を裏付ける言明を見つけることもできる)。

しかし、筆者が作り上げようとする承認論は記述的なものにとどまらないはずだ。筆者は、承認と自律との関係を練り上げ、それに基づく生き方の提案もしているように思われる。筆者が承認論を、個人主義的な生き方に対するオルタナティブとして提案している以上、本書をこのように読むことも誤ってはいないだろう。しかし、本著作を読むなかで分かりづらいのが、自律を含む承認論によって、どのような生き方が提案されているのか、ということである。筆者自身も認めるように承認と自律

には原理的葛藤があるはずだ。この葛藤が具体的にどのような解消され、どのような自律的な生き方が提案されているのかが本書では十分に説明されていないのである(21頁と22頁と77頁に手掛かりとなりうる記述はあるが)。その十分な説明が与えられたとすれば、それは、承認論の理解をさらに深めるための一助になるばかりではなく、現代の自律論にとっても興味深い展開をもたらすはずである。

二つ目の論点は、承認の三つの型の相互関係である。先にも確認したように、承認には、愛、人権尊重、フェアな業績評価という三つの型がある。ここで問いたいのは、第一の型の承認と第二、三型の承認との関係である。

本書の承認論のなかで扱われている愛とは、「極端な特別扱い」としての愛である。この第一型の承認の特徴は、特定の人(々)を、「その他の人々とは異なる仕方であらう」という点にある。それに対して、第二の型の人権尊重と第三の型のフェアな業績評価の特徴は、「すべての人を同じ仕方であらう」という点にある。人権尊重について、筆者は次のように述べている。「第二の型の承認は、「すべての人に等しく」という点をこそ、その特性とする。普遍(妥当)性、と言われる。すべての人がヒトであるという理由によつてのみ、その特別の価値を―尊敬を

―認められること、それが尊重されることと表現されるのである」(85頁)。「すべての人を等しく」という点を公平性と表現すれば、人権尊重の特徴とは人々に対し公平に接するということになる。この公平性という特徴は、フェアな業績評価という名が表現している通り、第三型の承認にも当てはまる。たしかに業績評価の結果においては、人々に差が付けられる。しかし、評価の段階では、同じ基準がすべての人に同じように適用されねばならない。この点をもつて、業績評価の特徴もまた公平性だと言いうるわけである。

それぞれの承認の型をこのように特徴づければ、第一の型と第二、三の型との関係が検討されねばならないことは明らかである。すなわち、第一の型である愛は、「特定の人(々)」を特別扱いする」のに対し、第二、三の型は「すべての人を同じように扱う」公平性によつて特徴づけられる。「特別扱いする」とは特定の人(々)をほかの人とは同じように扱わないこと、つまり、公平には扱わないことである。人々を公平に扱うとは、依怙最良をしないこと、つまり、特別扱いをしないことである。このように素直に考えれば、愛と人権尊重・業績評価との関係には「特別扱い」vs「公平性」という対立図式こそがふさわしく、この両者は両立不可能でさえあるように思われる。

特別扱いも公平性もともに含む承認論を展開するホネットと著者にとって、この両者の両立不可能性は解決を迫る問題であるはずであり、さらに、筆者自身も同様の問題意識を持つているように思われる（68〜70頁、96頁）が、本書がこの問題に十分に取り組んでいるとは言い難い。筆者は、この解決策の具体例とも解釈しうる、とても興味深い事例を本書のなかで紹介している。「ちなみに、子供の幼稚園では、すべての親がわれがちにカメラを回し始めるという事態を回避すべく、プロのカメラマンに撮影が委ねられ、その録画テープを後で全員が購入する、という方法が採られている。そのカメラマンは、ただし、不動のカメラワークで全体を俯瞰し平等に撮影し続けていれば良いわけではないだろう。そんな映像では退屈で、誰一人満足すまい。そうではなく、一人ひとりの子供のクローズアップをあたう限り多数おり込みながら、しかし、誰一人として優遇あるいは冷遇されているという不平等感が生じることのないような仕方、撮影されねばならないはずだ。つまり、求められるのは、あくまで公平な神の視点と、究極の依怙最良である親の視点を両方あわせ具えるようなアクロバットのカメラワークなのだ」（46頁）。筆者の承認論にも、まさにこの「アクロバットのカメラワーク」に相当するものが導入される必要があるはず

だ。筆者がこの問題に対する何らかの解決策の提案に成功すれば、それは、承認論にとつてのみならず、バーナード・ウィリアムズの近代倫理学批判以降、多くの論者が取り組んでいる特別扱いと公平性とが孕む問題にとつても大きな成果になるはずである。

（四六判、二三五頁、青土社、二〇一六年六月発行、定価二二〇〇円＋税）